

## 第6回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 令和4年7月27日(水) 13時30分から13時50分  
開催方法 : オンライン形式  
接続会場 : 飯舘村役場、磐城森林管理署、福島復興局、福島県庁、相双農林事務所  
相双建設事務所  
復興整備事業 : 土地改良事業(農道整備事業 野手神地区)  
出席者 : 復興庁 福島復興局 参事官 酒井 敏浩  
農林水産省 磐城森林管理署 総括治山技術官 飯沼 新  
福島県 企画調整部 復興・総合計画課 主幹 穴戸 正  
福島県 企画調整部 地域政策課 課長 及川 宗郎  
福島県 農林水産部 農村基盤整備課 主任主査 菅野 進  
福島県 土木部 都市計画課 課長 玉川 善徳  
福島県 相双農林事務所 農村整備部農村整備第一課 主査 金田 誠  
飯舘村 副村長 高橋 祐一  
飯舘村 建設課 課長 高橋 栄二  
飯舘村 村づくり推進課企画定住係 主任主査 高野 琢子

福島県 相双農林事務所 企画部指導調整課 課長 佐藤 政浩  
福島県 相双農林事務所 農村整備部農村整備第一課 課長 石本 敏樹  
福島県 相双農林事務所 農村整備部農村整備第一課 技師 豊田 晃大  
福島県 相双建設事務所 企画部企画調査課 課長 鈴木 教弘  
飯舘村 建設課農業基盤再生係 係長 松浦 功  
飯舘村 建設課農業基盤再生係 主査 羽田 一

### ○協議内容

#### 1 開会(飯舘村 村づくり推進課企画定住係 高野)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告(非公開する旨、報告)

#### 2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の高橋副村長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

(議長: 飯舘村 副村長 高橋)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から、ご説明いたします。

(説明者：飯舘村 建設課長 高橋)

それでは、飯舘村の現状と課題について、ご説明申し上げます。

【「現状と課題」により説明】

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(出席者一同)

質問無し

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

本日は、飯舘村復興整備計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は1点でございます。

野手神地区における早期営農再開に向けて、農作物の運搬及び営農に必要な農道整備を行うため実施する当該農道整備事業について、復興特区法第46条第2項第3号の土地利用方針、及び同第4号の事業追加を行うとともに、保安林内の工事着手にあたり、復興特区法第49条第4項第7号に規定する、森林法第34条第1項及び第2項の許可に関する事項を復興整備計画に記載する必要があることから、これを協議会にお諮りします。

それでは、飯舘村から復興整備計画変更（案）概要について、ご説明いたします。

(説明者：飯舘村 建設課長 高橋)

それでは、飯舘村復興整備計画第5回変更（案）について、ご説明いたします。

【様式第2の3、4及び5、統括図VI、様式第16、16-2について説明】

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

農道整備事業の詳細については、事業実施主体であります福島県相双農林事務所より、ご説明願います。

(説明者：福島県相双農林事務所 農村整備第一課 金田主査)

農道整備事業の詳細について、ご説明いたします。

【整備箇所、整備工程について説明】

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。

磐城森林管理署 飯沼様、ご意見はございますか。

(出席者：磐城森林管理署 飯沼統括治山技術官)

特に異存はありません。

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

ありがとうございました。

続きまして、福島復興局 酒井様、復興整備計画の変更についてご意見等はございますか。

(出席者：復興庁福島復興局 酒井参事官)

この度の「土地改良事業（農道整備事業 野手神地区）」について、本協議会に諮り、緊急着手する理由を教えてください。

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

野手神地区の農道整備事業については東日本大震災以前からの整備計画でありましたが、震災により、休止となりました。また、今回整備予定の農道周辺には、除染廃棄物の仮置き場が設置されたことにより、多くの大型工事車両が通行するようになり、農道整備事業の着手が困難な状況となっております。その後、除染した汚染土の中間貯蔵施設への運び出しに一定の目途がつき、大型工事車両の通行も落ち着いてきたことから、当該地区の早期営農再開を図るため、復興創生期間内の整備完了を目指し、保安林内の立木伐採及び土地形質変更等の緊急着手を行うものです。

(出席者：復興庁福島復興局 酒井参事官)

承知しました。

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

ほか、ご意見、ご質問はございますか。

(出席者一同)

質問等無し

(議長：飯舘村 副村長 高橋)

ご意見等はないようですので、以上で、議事を終了いたします。

ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画」については、7月28日（木）に村HPにて公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

### 3 閉会（飯舘村 村づくり推進課企画定住係 高野）

以上を持ちまして「第6回飯舘村復興整備協議会会議」を終了します。皆様、ありがとうございました。

#### ○協議結果

土地改良事業（農道整備事業 野手神地区）に関して、復興特区法第46条第2項第3号の土地利用方針、及び同第4号の事業追加を行うとともに、保安林内の工事着手にあたり、復興特区法第49条第4項第7号に規定する森林法第34条第1項及び第2項の許可に関する事項を復興整備計画に記載することについて、承認を得た。